

十七 第68条の34《優良賃貸住宅等の割増償却等》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)</p> <p>68の34 - 1特定優良賃貸住宅(以下「特定優良賃貸住宅」という。)</p> <p>(各独立部分の範囲)</p> <p>68の34 - 2 したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。</p> <p>(注)</p> <p>(特定優良賃貸住宅等の範囲)</p> <p>68の34 - 3特定優良賃貸住宅、.....</p> <p>68の34 - 6 <u>削 除</u></p> | <p>(優良賃貸住宅等の範囲)</p> <p>68の34 - 1優良賃貸住宅(以下「優良賃貸住宅」という。)</p> <p>(各独立部分の範囲)</p> <p>68の34 - 2 したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。</p> <p><u>措置法第68条の34第1項第2号に係る措置法令第29条の4第2項及び第4項に規定する各独立部分についても、同様とする。</u></p> <p>(注)</p> <p>(優良賃貸住宅の範囲)</p> <p>68の34 - 3優良賃貸住宅、.....</p> <p>(従業員の居住の用に供されている家屋の範囲)</p> <p>68の34 - 6 <u>措置法第68条の34第1項第2号に係る措置法令第29条の4第4項第1号に規定する「当該法人の従業員の居住の用(当該法人の従業員としての地位に基づくものに限る。)に供されているもの」とは、連結法人がその従業員(役員を含む。以下同じ。)に貸し付けている住宅用区分所有家屋のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> |

68の34 - 7 削除

(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期等)

68の34 - 8 措置法第68条の34第1項……………

……………

(注) 同条第3項又は第5項……………

- (1) その住宅用区分所有家屋の入居資格が当該連結法人の従業員に限られ、又は当該従業員を優先して入居させることとしている場合の、当該住宅用区分所有家屋
- (2) 当該連結法人がその従業員以外の者にその住宅用区分所有家屋を貸し付けるとした場合に通常付せられる家賃の額、敷金の額等の賃貸条件に比して有利な条件で貸し付けているときの、当該住宅用区分所有家屋
- (3) その貸付けを受けた従業員が当該連結法人を退職した場合にはその住宅用区分所有家屋から退去することを条件に貸し付けているときの、当該住宅用区分所有家屋

(賃貸住宅の社宅としての転貸)

68の34 - 7 連結法人がその有する住宅用区分所有家屋を他の者に貸し付けた場合には、その貸付けを受けた者が当該家屋をその従業員の社宅の用に供しているときであっても、当該家屋については措置法第68条の34第1項第2号に係る措置法令第29条の4第4項第1号に規定する「当該法人の従業員の居住の用に供されているもの」に該当しないものとする。ただし、当該他の者が当該法人と特殊の関係にあり、その実態が専ら当該他の者のために当該連結法人が当該家屋を保有していると認められるものであるときは、この限りでない。

(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期等)

68の34 - 8 措置法第68条の34第1項第1号……………

……………

(注) 同項第2号又は同条第3項若しくは第5項……………

(公募要件に該当する旨を明らかにする書類の書式)

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|------------|---|---|------------|--|-----------|--------------------------|---|-----------------------------|-----------------------------|---------------------|---|--|--|------------------------|---|---|---|---------------------|---|---|---|---------|-----------|---|--|--|----------------------|---|------------------|------------------|----------------|---|--|--|---------|---|-----------|-----------|
| <p>68の34 - 9 <u>削 除</u></p> | <p>68の34 - 9 措置法規則第22条の41第3項に規定する「施行令第29条の4第4項第3号に掲げる要件」に該当する旨を明らかにする書類は、付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</p> <p>付 表</p> <p>優良賃貸住宅等の賃金が公募要件に該当する事実を証する明細書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">連結事業年度</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">. . . .</td> <td style="width: 15%;">法人名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">賃貸した資産の明細</td> <td style="text-align: center;">賃 貸 す る 共 同 家 屋 の 区 分</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>優 良 賃 貸 住 宅 被災者向けの優良賃貸住宅</td> <td>優 良 賃 貸 住 宅 被災者向けの優良賃貸住宅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">共同家屋の所在地 建物番号・名称</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">共 同 家 屋 の 全 体 の 戸 数</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">戸</td> <td style="text-align: center;">戸</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公募の対象とした 独 立 部 分</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">戸 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室</td> <td style="text-align: center;">戸 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">公募要件に該当</td> <td style="text-align: center;">公 募 の 方 法</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公 募 年 月 日 又 は 期 間</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">. . . . ~ . .</td> <td style="text-align: center;">. . . . ~ . .</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公募を実施した 地 域</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">募 集 期 間</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">. . ~ . .</td> <td style="text-align: center;">. . ~ . .</td> </tr> </table> | | 連結事業年度 | | 法人名 | | 賃貸した資産の明細 | 賃 貸 す る 共 同 家 屋 の 区 分 | 1 | 優 良 賃 貸 住 宅 被災者向けの優良賃貸住宅 | 優 良 賃 貸 住 宅 被災者向けの優良賃貸住宅 | 共同家屋の所在地 建物番号・名称 | 2 | | | 共 同 家 屋 の 全 体 の 戸 数 | 3 | 戸 | 戸 | 公募の対象とした 独 立 部 分 | 4 | 戸 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室 | 戸 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室 | 公募要件に該当 | 公 募 の 方 法 | 5 | | | 公 募 年 月 日 又 は 期 間 | 6 | ~ . . | ~ . . | 公募を実施した 地 域 | 7 | | | 募 集 期 間 | 8 | . . ~ . . | . . ~ . . |
| | 連結事業年度 | | 法人名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賃貸した資産の明細 | 賃 貸 す る 共 同 家 屋 の 区 分 | 1 | 優 良 賃 貸 住 宅 被災者向けの優良賃貸住宅 | 優 良 賃 貸 住 宅 被災者向けの優良賃貸住宅 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 共同家屋の所在地 建物番号・名称 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 共 同 家 屋 の 全 体 の 戸 数 | 3 | 戸 | 戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公募の対象とした 独 立 部 分 | 4 | 戸 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室 | 戸 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室、 号室、号室、号室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公募要件に該当 | 公 募 の 方 法 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公 募 年 月 日 又 は 期 間 | 6 | ~ . . | ~ . . | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公募を実施した 地 域 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 募 集 期 間 | 8 | . . ~ . . | . . ~ . . | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|----------------------------------|--------------------|----|--|--|
| する 事 実 等 の 明 細 | 応募者の範囲 | 9 | | |
| | 賃借人の選定方法 | 10 | | |
| | 管理人の募集及び 選定方法 | 11 | | |
| | 管理人の家賃 その他の賃貸条件 | 12 | | |
| 備 考 | | | | |

優良賃貸住宅等の賃貸が公募要件に該当する

事実を証する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、租税特別措置法第68条の34第1項第2号に係る租税特別措置法令（以下「措置法令」といいます。）第29条の4第4項に規定する共同家屋の各独立部分の賃貸が公募の方法により行われた旨又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第21条の2第1項に係る同令第15条第2項に規定する共同家屋の各独立部分の賃貸が公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に記載します。
- 2 この明細書は、割増償却の対象となる優良賃貸住宅等の賃貸を公募の方法により行った連結法人ごとに別葉に記載し、共同家屋ごとに別行で記載します。
- 3 「法人名」欄は、公募を行った連結法人の名称を記載します。
- 4 「賃貸する共同家屋の区分1」には、賃貸する共同家屋が措置法令第29条の4第4項に定める優良賃貸住宅又は震災特例法令第15条第2項に定める阪神・淡路大震災の被災者向けの優良賃貸住宅のいずれに該当するかの区分に応じ、該当するものを で囲みます。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|--|
| | <p>5 「<u>共同家屋の全体の戸数3</u>」には、その共同家屋の全体の独立部分の戸数を記載します。</p> <p>6 「<u>公募の対象とした独立部分4</u>」には、公募の対象とした独立部分の戸数及び室番号（<u>阪神・淡路大震災の被災者向けの優良賃貸住宅については、その被災者向け部分の戸数及び室番号</u>）を記載します。</p> <p>7 「<u>公募の方法5</u>」には、その独立部分について行った公募の方法（<u>阪神・淡路大震災の被災者向けの優良賃貸住宅については、阪神・淡路大震災の被災者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。</u>）を、例えば「<u>テレビ広告</u>」、「<u>ラジオ広告</u>」、「<u>新聞広告</u>」、「<u>雑誌広告</u>」、「<u>車内広告</u>」、「<u>折込広告</u>」などのように具体的に記載します。</p> <p>8 「<u>公募を実施した地域7</u>」には、その共同家屋について実施した公募対象地域を、例えば、「<u>東京都特別区域内</u>」、「<u>兵庫県内全域</u>」などのように具体的に記載します。</p> <p>9 「<u>応募者の範囲9</u>」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「<u>備考</u>」欄に記載します。</p> <p>10 「<u>賃借人の選定方法10</u>」には、賃借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「<u>平成 年 月 日 の立会いによる公開抽選</u>」、「<u>阪神・淡路大震災の被災者を優先して賃貸</u>」などのように具体的に記載します。</p> <p>11 「<u>管理人の募集及び選定方法11</u>」には、共同家屋に管理人用の住居として使用する独立部分がある場合には、その独立部分に入居する者の募集方法及び選定方法について記載します。</p> <p>12 「<u>備考</u>」欄には、上記8による記載事項のほか、1回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定し</p> |

(床面積の意義)

68の34 - 10 措置法令第39条の63第1項から第5項までに規定する床面積は、
建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。

(特定再開発建築物等に特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)

68の34 - 12
.....特定優良賃貸住宅又は.....当該特定優良賃貸住宅
部分.....

(資本的支出)

68の34 - 13特定優良賃貸住宅.....当該特定優良賃
貸住宅.....
.....

た後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法(これらの場合の募集も公募の方法によることが必要です。)
を記載します。

(床面積の意義)

68の34 - 10 措置法令第39条の63第1項から第5項までに規定する床面積は、
建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。
措置法第68条の34第1項第2号に係る措置法令第29条の4第2項に規定する床面積についても、同様とする。

(特定再開発建築物等に優良賃貸住宅等が含まれる場合)

68の34 - 12
.....優良賃貸住宅又は.....当該優良賃貸住宅部分.....
.....

(資本的支出)

68の34 - 13優良賃貸住宅.....当該優良賃貸住宅.....
.....
.....

十八 第68条の35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</p> <p>68の35 - 4 措置法第68条の35第3項に係る<u>措置法令第29条の5第6項第2号</u> に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止</p> | <p>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</p> <p>68の35 - 4 措置法第68条の35第3項に係る<u>措置法令第29条の5第6項</u>に規定 する昇降機が設置されている建築物は、不特定かつ多数の者が利用し、かつ、</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>するかごを備えた昇降機を、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。</p> <p>(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用浴室等又は車いす使用者用客室がある階</u></p> <p>(2) <u>直接地上へ通ずる出入口がある階</u></p> <p>〔注〕 <u>例えば、地上1階部分のみが不特定かつ多数の者に利用され、又は主に高齢者、身体障害者等に利用されることとされている建物が、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第8条に規定する計画に係る特別特定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係る昇降機は措置法令第29条の5第6項第2号に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第68条の35第1項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p>2. <u>措置法令第29条の5第6項第2号に規定する昇降機は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の昇降機ごとに定める事項に適合するものであることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>本文の一以上設置すべきこととされる昇降機</u></p> <p>イ <u>不特定かつ多数の者が利用する昇降機 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第12条第5項及び第6項に規定する事項</u></p> <p>ロ <u>主として高齢者、身体障害者等が利用する昇降機 同規則第21条により読み替えて適用される同規則第12条第3項に規定する事項及び同規則第12条第6項（視覚障害者が利用する昇降機に限る。）に</u></p> | <p><u>直接地上へ通ずる出入口がない階（専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）にそのかごが停止するエレベーターが設置されている建築物で、当該エレベーターのうち少なくとも一のもの配置及び構造が判断事項（平成6年9月27日付建設省告示第1987号の「第二 誘導的基準」の「四 昇降機」に定める事項をいう。以下68の35 - 4において同じ。）の(二)に掲げる事項を満たし、かつ、他のエレベーターの構造が判断事項の(二)又は(三)に掲げる事項を満たすものを設置している建築物に限られることに留意する。</u></p> <p>〔注〕 <u>例えば、地上1階部分のみが不特定かつ多数の者に利用されることとされている建物が、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第8条に規定する認定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係るエレベーターは措置法令第29条の5第6項に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第68条の35第1項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> |

規定する事項

(2) (1)の昇降機以外の昇降機

- イ 不特定かつ多数の者が利用する昇降機 同規則第21条により読み替えて適用される同規則第12条第2項に規定する事項及び同規則第12条第4項に規定する事項
- ロ 主として高齢者、身体障害者等が利用する昇降機 同規則第21条により読み替えて適用される同規則第12条第2項に規定する事項

十九 第68条の36《倉庫用建物等の割増償却》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫)</p> <p>68の36 - 2措置法第68条の36第1項に係る措置法令第29条の6第2項第1号又は第2号..... (注)</p> <p>(貯蔵槽倉庫)</p> <p>68の36 - 3 措置法第68条の36第1項に係る措置法令第29条の6第2項第4号..... (1) (2)</p> | <p>(公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫)</p> <p>68の36 - 2措置法令第39条の65第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロ..... (注)</p> <p>(貯蔵槽倉庫)</p> <p>68の36 - 3 措置法令第39条の65第2項第1号二..... (1) (2)</p> |

141

二十 第68条の47《特定都市鉄道整備準備金》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| (整備事業計画が2以上ある場合の特定都市鉄道整備準備金の取崩しの計算) | (整備事業計画が2以上ある場合の特定都市鉄道整備準備金の取崩しの計算) |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>68の47 - 2</p> <p>.....措置法第68条の47第3項から第5項まで又は第6項第1号...</p> <p>.....</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の均分取崩し)</p> <p>68の47 - 3</p> <p>.....措置法第68条の47第4項.....</p> | <p>68の47 - 2</p> <p>.....措置法第68条の47第2項から第4項まで又は第5項第1号...</p> <p>.....</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の均分取崩し)</p> <p>68の47 - 3</p> <p>.....措置法第68条の47第3項.....</p> |

二十一 第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)</p> <p>68の68 1) - 10</p> <p>(1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第7 ただし書に規定する広告の料金相当額</p> <p>(2)</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>68の68 5) - 15 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第6号及び第8号.....同項第7号.....措置法令第38条の4第18項第2号口.....</p> <p>(建築物を2以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>68の68 5) - 16 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第8号</p> | <p>(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)</p> <p>68の68 1) - 10</p> <p>(1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第6 ただし書に規定する広告の料金相当額</p> <p>(2)</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>68の68 5) - 15 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第5号及び第7号.....同項第6号.....措置法令第38条の4第17項第2号口.....</p> <p>(建築物を2以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>68の68 5) - 16 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第7号</p> |

.....同項第15号.....

- (1) 措置法第62条の3第4項第8号.....同項第15号.....
- ...
- (2) 措置法第62条の3第4項第8号.....
- (3) 同項第15号イ.....

(一団の宅地の面積の判定)

68の68 5) - 17 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第10号イ、第12号イ又は第13号イ.....

- (1)
- (2)
- (3)

(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)

68の68 5) - 18 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第10号、第11号及び第12号.....同項第10号ロ.....

(宅地の造成の意義)

68の68 5) - 19 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第10号.....

(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)

68の68 5) - 20 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第12号又は第13号.....

- (注)
-同項第12号.....

.....同項第14号.....

- (1) 措置法第62条の3第4項第7号.....同項第14号.....
- ...
- (2) 措置法第62条の3第4項第7号.....
- (3) 同項第14号イ.....

(一団の宅地の面積の判定)

68の68 5) - 17 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第9号イ、第11号イ又は第12号イ.....

- (1)
- (2)
- (3)

(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)

68の68 5) - 18 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第9号、第10号及び第11号.....同項第9号ロ.....

(宅地の造成の意義)

68の68 5) - 19 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第9号.....

(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)

68の68 5) - 20 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第11号又は第12号.....

- (注)
-同項第11号.....

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>68の68 5) - 21 措置法規則第22条の62第 1 項に係る措置法規則第21条の19第 2 項第10号又は第13号…………… (措置法第68条の68第 4 項に係る措置法第62条の 3 第 4 項第10号又は第13号……………</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>68の68 5) - 22 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 同項第 8 号……………</p> <p>(3) 同項第10号、第12号又は第13号……………</p> <p>(4) 同項第14号……………</p> <p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>68の68 5) - 23 措置法第68条の68第 4 項に係る措置法第62条の 3 第 4 項第14号又は第15号……………同項第14号本文かっこ書……………</p> <p>(注) 同項第 8 号……………</p> <p>(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)</p> <p>68の68 5) - 24 措置法第68条の68第 4 項に係る措置法第62条の 3 第 4 項第14号□……………</p> <p>(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)</p> <p>68の68 5) - 25 措置法第68条の68第 4 項に係る措置法令第38条の 4 第26項第 3 号……………</p> | <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>68の68 5) - 21 措置法規則第22条の62第 1 項に係る措置法規則第21条の19第 2 項第 9 号又は第12号…………… (措置法第68条の68第 4 項に係る措置法第62条の 3 第 4 項第 9 号又は第12号……………</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>68の68 5) - 22 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 同項第 7 号……………</p> <p>(3) 同項第 9 号、第11号又は第12号……………</p> <p>(4) 同項第13号……………</p> <p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>68の68 5) - 23 措置法第68条の68第 4 項に係る措置法第62条の 3 第 4 項第13号又は第14号……………同項第13号本文かっこ書……………</p> <p>(注) 同項第 7 号……………</p> <p>(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)</p> <p>68の68 5) - 24 措置法第68条の68第 4 項に係る措置法第62条の 3 第 4 項第13号□……………</p> <p>(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)</p> <p>68の68 5) - 25 措置法第68条の68第 4 項に係る措置法令第38条の 4 第25項第 3 号……………</p> |

（優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地）

68の68 5) - 26 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第14号

二.....

（土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用）

68の68 5) - 27 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第14号

.....

（換地処分後の土地等の譲渡）

68の68 5) - 28

.....措置法第62条の3第4項第15号.....

（一の住宅の意義等）

68の68 5) - 29 措置法第68条の68第4項に係る措置法令第38条の4第28項.....

.....

.....

(注)措置法第62条の3第4項第15号.....

（併用住宅の場合）

68の68 5) - 30

.....措置法第62条の3第4項第15号.....

(注)措置法令第38条の4第28項.....

（床面積の意義）

68の68 5) - 31 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第14号

口、措置法令第38条の4第26項第3号、同項第4号、同条第28項第1号及び措置法規則第22条の62第1項に係る措置法規則第21条の19第2項第15号に規

（優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地）

68の68 5) - 26 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第13号

二.....

（土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用）

68の68 5) - 27 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第13号

.....

（換地処分後の土地等の譲渡）

68の68 5) - 28

.....措置法第62条の3第4項第14号.....

（一の住宅の意義等）

68の68 5) - 29 措置法第68条の68第4項に係る措置法令第38条の4第27項.....

.....

.....

(注)措置法第62条の3第4項第14号.....

（併用住宅の場合）

68の68 5) - 30

.....措置法第62条の3第4項第14号.....

(注)措置法令第38条の4第27項.....

（床面積の意義）

68の68 5) - 31 措置法第68条の68第4項に係る措置法第62条の3第4項第13号

口、措置法令第38条の4第25項第3号、同項第4号、同条第27項第1号及び措置法規則第22条の62第1項に係る措置法規則第21条の19第2項第14号に規

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>68の68 5) - 34<u>同条第4項第10号から第15号まで</u>.....措置法第62条の3第4項第10号から第15号まで.....措置法規則第21条の19第2項第10号から第15号まで.....</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68の68 6) - 6措置法令第38条の4第34項第1号.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68の68 6) - 7措置法令第38条の4第34項第1号及び第2号.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68の68 6) - 8措置法令第38条の4第34項第1号及び第2号.....</p> <p>(注)</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68の68 6) - 10 措置法第68条の68第5項に係る措置法令第38条の4第30項又は</p> | <p>定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>68の68 5) - 34<u>同条第4項第9号から第14号まで</u>.....措置法第62条の3第4項第9号から第14号まで.....措置法規則第21条の19第2項第9号から第14号まで.....</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68の68 6) - 6措置法令第38条の4第33項第1号.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68の68 6) - 7措置法令第38条の4第33項第1号及び第2号.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68の68 6) - 8措置法令第38条の4第33項第1号及び第2号.....</p> <p>(注)</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68の68 6) - 10 措置法第68条の68第5項に係る措置法令第38条の4第29項又は</p> |

第31項.....同条第29項.....

(注)

.....措置法第62条の3第4項第10号から第15号まで.....

.....

(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)

68の68 6) - 11

.....措置法第62条の3第4項第10号から第15号まで.....

...

第30項.....同条第28項.....

(注)

.....措置法第62条の3第4項第9号から第14号まで.....

.....

(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)

68の68 6) - 11

.....措置法第62条の3第4項第9号から第14号まで.....

...

二十二 第68条の69《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

147

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)</p> <p>68の69 1) - 11</p> <p>(1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第7 ただし書に規定する広告の料金相当額</p> <p>(2)</p> | <p>(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)</p> <p>68の69 1) - 11</p> <p>(1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第6 ただし書に規定する広告の料金相当額</p> <p>(2)</p> |
| <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68の69 6) - 6</p> <p>.....措置法令第38条の4第34項第1号.....</p> | <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68の69 6) - 6</p> <p>.....措置法令第38条の4第33項第1号.....</p> |
| <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68の69 6) - 7</p> | <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68の69 6) - 7</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>.....措置法令第38条の4第34項第1号及び第2号.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68の69(6)-8</p> <p>.....措置法令第38条の4第34項第1号及び第2号.....</p> <p>(注)</p> | <p>.....措置法令第38条の4第33項第1号及び第2号.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68の69(6)-8</p> <p>.....措置法令第38条の4第33項第1号及び第2号.....</p> <p>(注)</p> |

二十三 第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(収用等に伴う課税の特例を受ける権利の範囲)</p> <p>68の70(1)-6措置法第64条第1項第5号.....</p> <p>(権利変換により新たな権利に<u>変換</u>することがないものの意義)</p> <p>68の70(1)-7 措置法第68条の70第1項の規定の適用対象となる措置法第64条第1項第6号に規定する「都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に<u>変換</u>をすることのないもの」又は同項第6号の2に規定する「<u>密集市街地</u>における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する権利変換により新たな権利に<u>変換</u>をすることのないもの」とは、例えば、地役権、工作物所有のための地上権又は賃借権をいうことに留意する。</p> <p>(権利変換による補償金の範囲)</p> <p>68の70(2)-17 措置法第68条の70第1項に係る措置法第64条第1項第3号の2又は第3号の3に規定する補償金には、都市再開発法第91条第1項又は<u>密集市街地</u>における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定に</p> | <p>(収用等に伴う課税の特例を受ける権利の範囲)</p> <p>68の70(1)-6措置法第64条第1項第6号.....</p> <p>(権利変換により新たな権利に<u>交換</u>することがないものの意義)</p> <p>68の70(1)-7 措置法第68条の70第1項の規定の適用対象となる措置法第64条第1項第6号の2に規定する「都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に<u>交換</u>をすることのないもの」とは、例えば、地役権、工作物所有のための地上権又は賃借権をいうことに留意する。</p> <p>(権利変換による補償金の範囲)</p> <p>68の70(2)-17 措置法第68条の70第1項に係る措置法第64条第1項第3号の2に規定する補償金には、都市再開発法第91条第1項の規定により補償として支払われる利息相当額は含まれるが、<u>同条第2項</u>の規定により支払われる過</p> |

より補償として支払われる利息相当額は含まれるが、都市再開発法第91条第2項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第2項の規定により支払われる過怠金の額及び都市再開発法第118条の15第1項の規定により支払われる利息相当額は含まれないことに留意する。

(土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合)

68の70(2) - 18
措置法令第39条第16項.....

(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金)

68の70(2) - 20
措置法令第39条第16項第2号.....

(換地処分等に伴う損失補償金)

68の70(2) - 22
措置法令第39条第16項.....

(発生資材等の売却代金)

68の70(2) - 23
措置法令第39条第16項第2号.....

(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)

68の70(2) - 25 第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行地区内の建築物に借家権を有する連結法人が都市再開発法又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による権利変換により借家権を取得しなかった場合に都市再開発法第91条第1項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定により支払を受ける補償

金の額及び同法第118条の15第1項の規定により支払われる利息相当額は含まれないことに留意する。

(土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合)

68の70(2) - 18
措置法令第39条第13項.....

(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金)

68の70(2) - 20
措置法令第39条第13項第2号.....

(換地処分等に伴う損失補償金)

68の70(2) - 22
措置法令第39条第13項.....

(発生資材等の売却代金)

68の70(2) - 23
措置法令第39条第13項第2号.....

(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)

68の70(2) - 25 第一種市街地再開発事業の施行地区内の建築物に借家権を有する連結法人が都市再開発法の規定による権利変換により借家権を取得しなかった場合に同法第91条第1項の規定により支払を受ける補償金で次に掲げるものについては、措置法第68条の70第2項に係る措置法第64条第2項第2号の補償金に該当するものとして取り扱う。この場合には、第一種市街地再開

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>金で次に掲げるものについては、措置法第68条の70第2項に係る措置法第64条第2項第2号の補償金に該当するものとして取り扱う。この場合には、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類を当該連結事業年度の連結確定申告書等に添付しなければならないものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条の規定により読み替えられた同法第212条第3項の規定により権利変換計画において借家権が与えられないように定められたことにより受ける補償金</u></p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第3項の規定による申出の理由が措置法第68条の70第1項に係る措置法令第39条第9項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、防災街区整備事業の施行者が審査委員の過半数の同意を得て、又は防災街区整備審査会の議決を経てこれに該当するものと認めた場合に受ける補償金</u></p> <p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用) 68の70(3) - 11</p> <p>注1</p> <p>(1) <u>措置法令第39条第18項各号</u></p> <p>(2)</p> <p>2</p> | <p>発事業の施行者のその旨を証する書類を当該連結事業年度の連結確定申告書等に添付しなければならないものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用) 68の70(3) - 11</p> <p>注1</p> <p>(1) <u>措置法令第39条第15項各号</u></p> <p>(2)</p> <p>2</p> |

(代行買収の要件)

68の70 4) - 2措置法規則第14条第5項第2号から第4号の3

まで.....

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

(事業施行者以外の者が支払う漁業補償等)

68の70 4) - 3

.....措置法規則第14条第5項第8号.....

- (1) 措置法規則第14条第5項第8号.....
- (2)

(証明の対象となる資産の範囲)

68の70 4) - 4

.....措置法規則第14条第5項第3号イ.....

.....措置法規則第14条第5項第5号に規定する「土地収用法第3条各号のいずれかに該当するもの.....に関する事業」.....

(代行買収の要件)

68の70 4) - 2措置法規則第14条第7項第2号から第4号の3

まで.....

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

(事業施行者以外の者が支払う漁業補償等)

68の70 4) - 3

.....措置法規則第14条第7項第8号.....

- (1) 措置法規則第14条第7項第8号.....
- (2)

(証明の対象となる資産の範囲)

68の70 4) - 4

.....措置法規則第14条第7項第3号イ.....

.....措置法規則第14条第7項第5号に規定する「土地収用法第3条各号の一に該当するもの.....に関する事業」.....

二十四 第68条の73《収用換地等の場合の連結所得の特別控除》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)</p> <p>68の73 - 1</p> <p>(1) 措置法第68条の72第1項に係る措置法第65条第1項第3号から第6号までに掲げる場合に該当する資 圧縮記帳の特例</p> | <p>(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)</p> <p>68の73 - 1</p> <p>(1) 措置法第68条の72第1項に係る措置法第65条第1項第4号から第6号までに掲げる場合に該当する資 圧縮記帳の特例</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分</p> <p>(2)</p> <p>(5,000万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関係)</p> <p>68の73 - 2</p> <p>① 措置法第68条の72第1項に係る措置法第65条第1項第3号から第6号まで.....</p> <p>2</p> <p>(許可を要しないこととなった日の意義)</p> <p>68の73 - 9</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>独立行政法人都市再生機構</u>.....<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>.....</p> <p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>68の73 - 16措置法規則第14条第5項第2号から第4号の3まで.....措置法規則第14条第5項第2号から第4号の3まで.....</p> | <p>産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分</p> <p>(2)</p> <p>(5,000万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関係)</p> <p>68の73 - 2</p> <p>① 措置法第68条の72第1項に係る措置法第65条第1項第4号から第6号まで.....</p> <p>2</p> <p>(許可を要しないこととなった日の意義)</p> <p>68の73 - 9</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>都市基盤整備公団</u>.....<u>地域振興整備公団</u>.....</p> <p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>68の73 - 16措置法規則第14条第7項第2号から第4号の3まで.....措置法規則第14条第7項第2号から第4号の3まで.....</p> |

二十五 第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（特定土地区画整理事業の施行者とその買取りをする者との関係）</p> <p>68の74 - 1 措置法第68条の74第1項に係る措置法第65条の3第1項第1号に規定する事業の施行者が、国、地方公共団体、<u>独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社</u>であり……………</p> <p>（宅地の造成を主たる目的とするものかどうかの判定）</p> <p>68の74 - 2 …………… ……………<u>独立行政法人都市再生機構</u>……………</p> <p>（特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表）</p> <p>68の74 - 6 …………… ……………（第64条第1項第2号、第3号の4又は第3号の5に係る部分に限る。）……………</p> | <p>（特定土地区画整理事業の施行者とその買取りをする者との関係）</p> <p>68の74 - 1 措置法第68条の74第1項に係る措置法第65条の3第1項第1号に規定する事業の施行者が、国、地方公共団体、<u>都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は地域振興整備公団</u>であり……………</p> <p>（宅地の造成を主たる目的とするものかどうかの判定）</p> <p>68の74 - 2 …………… ……………<u>都市基盤整備公団</u>……………</p> <p>（特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表）</p> <p>68の74 - 6 …………… ……………（第64条第1項第2号、第3号の3又は第3号の4に係る部分に限る。）……………</p> |

153

二十六 第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲）</p> <p>68の75 - 16 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………<u>連携集積活性化事業資金</u>……………<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>法第15条第1項第3号又は第4号……………<u>同項第3号ロ又はハ</u>……………</p> | <p>（特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲）</p> <p>68の75 - 16 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………<u>高度化事業資金</u>……………<u>中小企業総合事業団</u>法第21条第1項第2号又は第3号……………<u>同項第2号イ又はハ</u>……………</p> |

二十七 第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表）</p> <p>68の76 - 2</p> <p>.....前条第1項（第65条の4第1項第1号又は第25号に係る部分に限る。）.....</p> | <p>（農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表）</p> <p>68の76 - 2</p> <p>.....前条第1項（第65条の4第1項第1号又は第26号に係る部分に限る。）.....</p> |

二十八 第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等）</p> <p>68の78 1) - 40</p> <p>.....措置法第65条第1項第4号から第6号まで.....措置法第68条の72第7項から第9項まで.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)措置法第68条の72第7項から第9項まで.....</p> <p>（事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等）</p> <p>68の78 3) - 12</p> <p>.....当該買換資産について措置法第68条の10から第68条の21まで、第68条の23から第68条の27まで及び第68条の29から第68条の36まで（同法第68条の30及び第68条の31第1項を除く。）.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>注1</p> | <p>（市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等）</p> <p>68の78 1) - 40</p> <p>.....措置法第65条第1項第5号又は第6号.....措置法第68条の72第7項又は第8項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)措置法第68条の72第7項又は第8項.....</p> <p>（事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等）</p> <p>68の78 3) - 12</p> <p>.....当該買換資産について措置法第68条の10から第68条の27まで及び第68条の29から第68条の36まで（同法第68条の30及び第68条の31第1項を除く。）.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>注1</p> |

2特定優良賃貸住宅.....特定優良賃貸住宅又は
は.....特定優良賃貸住宅.....特定優良賃貸住宅...
当該特定優良賃貸住宅.....

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

68の78 3) - 13 譲渡資産の譲渡の日を含む連結事業年度開始の前日に取得した
 資産につき連結法人が措置法第68条の10から第68条の21まで、第68条の23か
 ら第68条の27まで、第68条の29及び第68条の32から第68条の36まで.....

2優良賃貸住宅等.....優良賃貸住宅又は.....
優良賃貸住宅等.....優良賃貸住宅等.....
 ...当該優良賃貸住宅等.....

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

68の78 3) - 13 譲渡資産の譲渡の日を含む連結事業年度開始の前日に取得した
 資産につき連結法人が措置法第68条の10から第68条の27まで、第68条の29及
 び第68条の32から第68条の36まで.....

二十九 第68条の85の2 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------------------------------------|
| <p>第68条の85の2 (承継業務の事業計画の施行区域内にある 土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p> <p>(土地の上に存する権利)</p> <p>68の85の2 - 1 措置法第68条の85の2第1項に規定する「土地の上に存する 権利」とは、地上権、永小作権、地役権又は土地の賃借権をいい、租鉱権、 採石権等のように土地に附帯するものであっても土地そのものを利用するこ とを目的としない権利は含まれないことに留意する。</p> <p>(交換に伴い施行区域外用地を取得した場合)</p> <p>68の85の2 - 2 措置法第68条の85の2第1項に規定する認可計画の施行区域 (以下「認可計画施行区域」という。)内の都市計画法第4条第6項に規定す る都市計画施設の用に供される一の土地等(土地又は土地の上に存する権利 をいう。以下同じ。)について独立行政法人都市再生機構との交換により、</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---------------------------|
| <p><u>施行区域内用地（独立行政法人都市再生機構が認可計画施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第12条第3項の用地をいう。以下同じ。）とともに施行区域外用地（施行区域内用地以外の用地をいう。以下同じ。）を取得したときは、当該施行区域外用地の価額に相当する金額は、交換差金に該当するものとして措置法第68条の85の2第1項又は第4項の規定を適用する。</u></p> <p><u>この場合において、当該交換について同条第1項又は第4項の規定の適用を受けるときには、当該施行区域外用地を取得資産として法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第50条第1項若しくは第5項又は措置法第68条の80若しくは第68条の81の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u></p> <p>（認可計画施行区域内の土地等とそれ以外の資産を交換により譲渡した場合）</p> <p><u>68の85の2 - 3 認可計画施行区域内と認可計画施行区域外にまたがる一の土地等について、交換をした場合には、当該交換により譲渡した土地等のうち当該認可計画施行区域内の土地等に係る部分についてのみ措置法第68条の85の2第1項又は第4項の規定の適用がある。</u></p> <p><u>この場合において、当該認可計画施行区域内の土地等についてこれらの規定の適用を受けるときの当該認可計画施行区域外の土地等の交換については、法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第50条第1項若しくは第5項又は措置法第68条の80若しくは第68条の81の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u></p> <p>（2以上の交換取得資産を取得した場合における圧縮限度額の計算）</p> <p><u>68の85の2 - 4 2以上の交換取得資産（措置法第68条の85の2第1項に規定</u></p> | <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> |

する交換取得資産をいう。以下同じ。)を取得した場合における個々の交換取得資産に係る同項に規定する圧縮限度額は、交換譲渡資産(同項に規定する交換譲渡資産をいう。以下同じ。)の譲渡直前の帳簿価額に当該交換取得資産の取得価額の合計額のうち占める個々の交換取得資産の取得価額の割合を乗じて計算した金額による。

(交換譲渡資産の交換に要した経費)

68の85の2 - 5 交換譲渡資産に係る措置法第68条の85の2第2項第3号に規定する「交換に要した経費」には、交換に当たり支出した当該交換譲渡資産に係る仲介手数料その他その交換に要した経費の額のほか、土地の交換に関する契約の一環として、又は当該交換のために当該土地の上に存する建物等につき取壊し、除去、移転等(以下「取壊し等」という。)をした場合におけるその取壊し等により生じた損失の額(当該取壊し等に伴って生ずる発生資材の処分価額を除く。)及びその取壊し等に伴い借家人に対して支払った立退料の額が含まれる。

(新設)

(2以上の資産の交換をした場合の経費の額の計算)

68の85の2 - 6 措置法第68条の85の2第2項第3号の規定により交換譲渡資産の帳簿価額に加算すべき交換に要した経費の額を計算する場合において、同時に交換をされた認可計画施行区域内の土地等が2以上あるときは、当該交換に要した経費の額は、原則として個々の土地等につきその交換に要した経費の額を区分して計算するのであるが、個々の土地等ごとの区分計算が困難であるときは、個々の土地等の価額の比等の合理的な基準によりあん分して計算した金額によることができる。

(新設)

(交換に要する経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整)

68の85の2 - 7 連結法人が、交換譲渡資産の交換に要する経費の全部又は一

(新設)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------------------------|
| <p>部を当該交換があった日を含む連結事業年度後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において支出することとなる場合における措置法第68条の85の2の規定による圧縮記帳の計算については、68の70(3)-9の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>〔注〕 68の70(3)-9の取扱いに準じて交換譲渡資産の交換に要する経費の額の見積りをする場合におけるその見積額については、当該交換があった日を含む連結事業年度において未払金に計上することができる。</p> <p>（譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額）</p> <p>68の85の2-8 措置法第68条の85の2第1項又は第4項の規定を適用する場合において、圧縮限度額が連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下68の85の2-8において同じ。）の申告に係る金額と異なることとなったときにおいても、交換取得資産に係る損金算入額は、連結法人が提出した連結確定申告書等又は同条第6項に規定する書類に記載のある交換取得資産につき損金の額に算入した金額を限度とすることに留意する。</p> <p>（不動産売買業者の有する土地等）</p> <p>68の85の2-9 68の78(1)-1の取扱いは、措置法第68条の85の2第1項の規定を適用する場合について準用する。</p> | <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> |

三十 第68条の86（共同で現物出資をした場合の課税の特例）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------------------------|----------------------------------|
| （特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等） | （特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等） |

68の86 - 7
第68条の36まで.....第48条まで.....

68の86 - 7
第68条の36.....第48条.....

三十一 第68条の88（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）関係

159

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（比較対象取引の意義）</p> <p>68の88 2) - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>措置法令第39条の112第7項第2号に掲げる方法 国外関連取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と国外関連取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる措置法令第39条の112第7項第2号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>措置法令第39条の112第7項第3号に掲げる方法 国外関連取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と国外関連取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる措置法令第39条の112第7項第3号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）</u></p> <p>（同種又は類似の棚卸資産の意義）</p> <p>68の88 2) - 2 措置法第68条の88第2項第1号イに規定する「同種の棚卸資産」</p> | <p>（比較対象取引の意義）</p> <p>68の88 2) - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>（同種又は類似の棚卸資産の意義）</p> <p>68の88 2) - 2 措置法第68条の88第2項第1号イに規定する「同種の棚卸資産」</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>又は措置法令第39条の112第5項、第6項並びに第7項第2号及び第3号に規定する「同種又は類似の棚卸資産」とは、国外関連取引に係る棚卸資産と性状、構造、機能等の面において同種又は類似である棚卸資産をいう。</p> <p>ただし、これらの一部について差異がある場合であっても、その差異が措置法第68条の88第2項第1号イに規定する対価の額若しくは同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定又は措置法令第39条の112第7項第2号及び第3号に規定する割合の算定に影響を与えないと認められるときは、同種又は類似の棚卸資産として取り扱うことができる。</p> <p>(利益分割法の意義)</p> <p>68の88 4) - 1 <u>措置法令第39条の112第7項第1号に掲げる方法</u>..... <u>措置法令第39条の112第7項第1号</u>.....</p> <p style="text-align: center;">第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>(準ずる方法の例示)</p> <p>68の88 5) - 1 <u>措置法令第39条の112第7項第4号に規定する「準ずる方法」</u> <u>とは、例えば、次のような方法がこれに該当する。</u></p> <p>(1) <u>国外関連取引に係る棚卸資産の買手が当該棚卸資産を用いて製品等の製造をし、これを非関連者に対して販売した場合において、当該製品等のその非関連者に対する販売価格から次に掲げる金額の合計額を控除した金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法</u></p> <p>イ <u>当該販売価格に措置法令第39条の112第7項第2号に規定する比較対象取引に係る営業利益の額の収入金額に対する割合を乗じて計算した金額</u></p> <p>ロ <u>当該製品等に係る製造原価の額（当該国外関連取引に係る棚卸資産の</u></p> | <p>又は措置法令第39条の112第5項及び第6項に規定する「同種又は類似の棚卸資産」とは、国外関連取引に係る棚卸資産と性状、構造、機能等の面において同種又は類似である棚卸資産をいう。</p> <p>ただし、これらの一部について差異がある場合であっても、その差異が措置法第68条の88第2項第1号イに規定する対価の額又は同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定に影響を与えないと認められるときは、同種又は類似の棚卸資産として取り扱うことができる。</p> <p>(利益分割法の意義)</p> <p>68の88 4) - 1 <u>措置法令第39条の112第7項に規定する方法</u>.....<u>措置法令第39条の112第7項</u>.....</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

対価の額を除く。)

八 当該製品等の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

- (2) 一方の国外関連者が連結法人から購入した棚卸資産を他方の国外関連者を通じて非関連者に対して販売した場合において、当該一方の国外関連者と当該他方の国外関連者との取引価格を通常取引価格に引き直した上で、措置法令第39条の112第7項第2号に掲げる算定方法に基づいて計算した金額をもって当該連結法人と当該一方の国外関連者との間で行う国外関連取引に係る対価の額とする方法

注 この取扱いを適用する場合の「通常取引価格」は、措置法第68条の88第2項各号に掲げる方法に準じて計算する。

第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

(同等の方法の意義)

68の88 6 - 1

(有形資産の貸借の取扱い)

68の88 6 - 2

(委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い)

68の88 6 - 3

(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)

68の88 6 - 4

(役務提供の取扱い)

68の88 6 - 5

第5款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

(同等の方法の意義)

68の88 5 - 1

(有形資産の貸借の取扱い)

68の88 5 - 2

(委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い)

68の88 5 - 3

(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)

68の88 5 - 4

(役務提供の取扱い)

68の88 5 - 5

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------------------|----------------------------|
| (無形資産の使用許諾等の取扱い) | (無形資産の使用許諾等の取扱い) |
| <u>68の88 6</u> - 6 | <u>68の88 5</u> - 6 |
| 第 7 款 申告調整等 | 第 6 款 申告調整等 |
| (独立企業間価格との差額の申告調整) | (独立企業間価格との差額の申告調整) |
| <u>68の88 7</u> - 1 | <u>68の88 6</u> - 1 |
| (独立企業間価格との差額の申告減算) | (独立企業間価格との差額の申告減算) |
| <u>68の88 7</u> - 2 | <u>68の88 6</u> - 2 |
| (高価買入れの場合の取得価額の調整) | (高価買入れの場合の取得価額の調整) |
| <u>68の88 7</u> - 3 | <u>68の88 6</u> - 3 |
| 第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等 | 第 7 款 国外移転所得金額の取扱い等 |
| (国外移転所得金額の取扱い) | (国外移転所得金額の取扱い) |
| <u>68の88 8</u> - 1 | <u>68の88 7</u> - 1 |
| (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い) | (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い) |
| <u>68の88 8</u> - 2 | <u>68の88 7</u> - 2 |

三十二 第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（中小企業倒産防止共済事業の前払掛金）</p> <p>68の95 - 3<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>.....</p> <p>...</p> | <p>（中小企業倒産防止共済事業の前払掛金）</p> <p>68の95 - 3<u>中小企業総合事業団</u>.....</p> |

三十三 第68条の103の3（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第68条の103の3（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係</p> | <p>第68条の103の2（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係</p> |
| <p>（連結事業年度の中途において中小連結法人等に該当しなくなった場合の適用）</p> <p>68の103の3 - 1<u>措置法第68条の103の3第1項</u>.....</p> <p>...</p> | <p>（連結事業年度の中途において中小連結法人等に該当しなくなった場合の適用）</p> <p>68の103の2 - 1<u>措置法第68条の103の2第1項</u>.....</p> <p>...</p> |
| <p>（少額減価償却資産の取得価額の判定単位）</p> <p>68の103の3 - 2 <u>措置法第68条の103の3第1項</u>.....</p> | <p>（少額減価償却資産の取得価額の判定単位）</p> <p>68の103の2 - 2 <u>措置法第68条の103の2第1項</u>.....</p> |
| <p>（明細書の添付）</p> <p>68の103の3 - 3<u>措置法第68条の103の3第2項</u>.....</p> <p>.....<u>措置法第68条の103の3第2項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> | <p>（明細書の添付）</p> <p>68の103の2 - 3<u>措置法第68条の103の2第2項</u>.....</p> <p>.....<u>措置法第68条の103の2第2項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> |

三十四 経過的取扱い

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---------------------------|
| <p><u>(経過的取扱い(1)...改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第105号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成16年省令第31号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(連結納税編)の取扱いの例による。</p> <p><u>(経過的取扱い(2)...中小連結法人が機械等を平成16年4月1日前に取得等をした場合の特別償却)</u></p> <p>連結法人が、平成16年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度において、当該連結事業年度開始の日から平成16年3月31日までの期間内に取得等をした措置法第68条の11に係る措置法規則第20条の2の2第1項各号に掲げる減価償却資産の取得価額の合計額が100万円に満たない場合は、改正法令による改正前の措置法第68条の11の規定の適用はないのであるが、当該連結事業年度において取得等をしたものの取得価額の合計額が120万円以上であるときは、当該減価償却資産のすべてについて、措置法第68条の11の規定の適用があるものとする。</p> <p>措置法第68条の11に係る措置法規則第20条の2の2第5項に規定するリース費用の総額が160万円以上の場合も同様とする。</p> | <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |